

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会
(東京都担当部会)

平成 28 年 10 月 20 日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 2件

厚生年金保険関係 2件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 4件

国民年金関係 3件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1600436号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第1600252号

第1 結論

請求者のA社(現在は、B社)における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を平成4年1月21日から同年2月1日に訂正し、同年1月の標準報酬月額を34万円とすることが必要である。

平成4年1月21日から同年2月1日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成4年1月21日から同年2月1日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和28年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成4年1月21日から同年2月1日まで

年金事務所からのお知らせにより、A社及びC社に勤務した期間のうち、請求期間に係る厚生年金保険の記録が1か月少ないことを知った。勤務場所に変更はあったものの、両社は同一企業であり、勤務内容に変更がなく、同額の給与を受け取っていた。請求期間当時の預金通帳を提出するので、記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者から提出された預金通帳の写し、請求者同様、請求期間に厚生年金保険の加入記録がない同僚の一人から提出された給料に係る明細書並びに同氏を含む複数の同僚が保有する預金通帳及び証言により、請求者がA社及びC社に継続して勤務(A社からC社に異動)し、請求期間に係る厚生年金保険料をA社の事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、複数の者がA社からC社への異動は平成4年2月1日であった旨回答していることから、同日とすることが妥当である。

また、請求者の請求期間に係る標準報酬月額については、A社における平成3年12月の厚生年金保険の記録から34万円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、B社の事業主は、平成4年1月21日から同年2月1日までの期間について、請求者の厚生年金保険被保険者資格喪失届を社会保険事務所(当時)に対し提出したか否か、また、厚生

年金保険料を納付したか否かについては不明と回答しているが、請求者に係る厚生年金保険の記録における資格喪失年月日が雇用保険の記録における離職年月日の翌日である平成4年1月21日となっており、離職年月日は同日であることから社会保険事務所及び公共職業安定所の双方が誤って記録したとは考え難く、事業主から平成4年1月21日を資格喪失年月日として厚生年金保険被保険者資格喪失届が提出され、その結果、社会保険事務所は、請求者の平成4年1月21日から同年2月1日までの期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき厚生年金保険料に充当した場合又は厚生年金保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1600519号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第1600253号

第1 結論

請求者のA社における平成3年10月1日から平成13年9月21日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成3年10月から平成13年8月までの標準報酬月額については、別表の第3欄のとおりとする。

平成3年10月から平成13年8月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険法第75条ただし書の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和31年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成3年10月1日から平成13年9月21日まで

A社に勤務した請求期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、給与支給額に見合う標準報酬月額と相違している。調査して請求期間の標準報酬月額を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

A社に係るオンライン記録において、請求者の請求期間に係る標準報酬月額は、当初、別表の第3欄のとおり記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった日(平成13年9月21日)の後の平成13年10月26日付けで、平成3年から平成12年までの期間に係る定時決定及び随時改定が取り消された上、平成3年10月1日に遡って、別表の第2欄のとおり引き下げられていることが確認できる。

また、オンライン記録により、平成13年10月26日付けで、事業主は平成4年12月に、事業主の妻は同年7月に遡って標準報酬月額の減額訂正処理が行われていることが確認できる。

さらに、取締役の一人及び複数の同僚は、A社は業績が悪く、社会保険料を滞納していた旨陳述している。

これらの事実を総合的に判断すると、平成13年10月26日付けで行われた遡及訂正処理は事実即したものと考へ難く、請求者について平成3年10月1日に遡って標準報酬月額の減額処理を行う合理的理由があったとは認められないことから、当該減額処理に係る有効な記録訂正があったとは認められない。

したがって、請求者の請求期間に係る標準報酬月額については、別表の第3欄のとおり訂正することが必要である。

別表

第1欄	第2欄	第3欄
請求期間に係る月	訂正前の 標準報酬月額	訂正後(当初)の 標準報酬月額
平成3年10月及び同年11月	8万円	26万円
平成3年12月から平成4年9月まで		38万円
平成4年10月から平成5年9月まで		36万円
平成5年10月から平成6年9月まで		38万円
平成6年10月		41万円
平成6年11月から平成7年9月まで	9万2,000円	41万円
平成7年10月から平成8年9月まで		47万円
平成8年10月から平成9年9月まで		44万円
平成9年10月から平成10年3月まで		50万円
平成10年4月から同年7月まで		36万円
平成10年8月から同年11月まで		30万円
平成10年12月から平成12年9月まで		38万円
平成12年10月から平成13年8月まで	9万8,000円	41万円

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1501830号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(国)第1600054号

第1 結論

昭和43年4月から昭和46年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和21年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和43年4月から昭和46年3月まで

私は、昭和43年3月にA市に転居した頃、同市で国民年金の加入手続を行った。その後、昭和43年5月にB市に転居して、昭和46年3月までは同市の事務所で住み込みで働きながら専門学校に通学しており、請求期間の国民年金保険料は、昭和43年度分は同年5月に、昭和44年度及び昭和45年度分はそれぞれの年度当初に、同市の市役所窓口で1年分まとめて納付したので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、昭和43年5月から居住していたとするB市で請求期間の国民年金保険料を納付したとしているが、同市では、請求期間当時、国民年金被保険者から国民年金手帳を預かった上で、同市役所で一括して保管する取扱いを行っており、国民年金手帳と引き替えに被保険者に国民年金手帳保管証(以下「保管証」という。)を交付していたことが同市広報で確認できることから、請求者は昭和43年5月10日に交付された保管証を所持していることから、請求者が請求期間当初に国民年金に関する手続を市役所で行っていたことが認められる。

しかしながら、請求者は請求期間に係る国民年金保険料を毎年1年分まとめて納付したと主張しているが、当該保険料を納付したことを確認できる資料を保有しておらず、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付したことについて証言してくれるとする者の陳述からも、請求者の請求期間に係る国民年金保険料が納付されていたことを推認することはできない。

そのほか、請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)はなく、請求期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1600338号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(国)第1600055号

第1 結論

昭和36年4月から昭和43年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和12年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和36年4月から昭和43年3月まで

時期は覚えていないが、私は、A市で同居していた義姉から、私の国民年金の加入手続きを行った話を聞いたので、国民年金保険料を義姉に預けて納付してもらっていた。昭和37年頃に義姉と住所を別にし、B市に住み始めてからは、自宅に来た集金人に保険料を納付していた。次男が生まれる前の昭和38年頃に夫が私より遅れて国民年金に加入してからは、私が二人分の保険料を納付した。保険料の月額が100円だったので、年額で納付していた。請求期間の保険料が未納となっているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、昭和37年頃まで同居していた義姉が、時期は不明だが請求者の国民年金の加入手続きを行い、同居期間中の請求者の国民年金保険料を納付してくれた旨主張しているが、請求者の国民年金手帳記号番号(以下「記号番号」という。)は、国民年金手帳記号番号払出簿によれば、昭和40年1月16日に払い出されており、請求者の国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料を納付したとする義姉及びその夫も同時期に記号番号が払い出されていることから、請求者の加入手続きは昭和40年1月頃に行われたものと考えられ、請求者の主張と符合しない。

また、請求者は、昭和37年頃に義姉と住所を別にし、B市に居住してからは請求者が自宅に来た集金人に保険料を納付し、昭和38年頃に請求者の夫が国民年金に加入してからは夫婦二人分の保険料を納付していた旨主張しているが、請求者に係る住民票によれば、請求者は、昭和40年4月5日付けでB市に転居していることが確認でき、国民年金手帳記号番号払出簿の備考欄には、請求者に係るB市への転出処理が昭和42年3月22日付けで行われていることから、請求者は昭和42年3月頃まで従前住所地であるA市で国民年金の被保険者として管理されていたことが推認でき、B市に転居したと主張する昭和37年頃から昭和42年3月頃までの間はB市の集金人が自宅に来たとは考え難い上、請求者の夫の国民年金の加入手続きは、夫の国民年金手帳の交付

日等から判断すると、昭和 43 年 11 月頃に行われたと考えられ、請求者の夫の納付記録は請求期間より後の昭和 44 年 4 月から始まっていることから、請求期間の国民年金保険料は夫婦一緒に納付することはできないなど、請求者の主張と符合しない。

さらに、請求者の加入手続が行われたと考えられる昭和 40 年 1 月時点では、請求期間のうち昭和 37 年 9 月以前の国民年金保険料は時効により納付できない上、請求者は、国民年金保険料を遡って納付したことはない旨陳述している。

加えて、社会保険オンラインシステム及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる氏名検索においても、請求者に対して上記記号番号とは別の記号番号が払い出されていたことを確認することができない。

そのほか、請求者及び請求者の義姉が、請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、請求期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1600492号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(国)第1600056号

第1 結論

昭和38年4月から昭和44年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名(続柄) : 女(妻)
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和12年生
住 所 :

2 被保険者等の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和10年生

3 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和38年4月から昭和44年3月まで

私の夫(訂正請求記録の対象者)の国民年金の加入手続は、私より少し遅くなったが、次男が生まれる前の昭和38年頃に市役所職員が自宅を訪れ、国民年金の加入を勧めたので、私が行った。国民年金保険料は、月額が100円だったので夫婦二人分の保険料を年額で集金人に納付していた。

夫の請求期間の保険料が未納となっているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

訂正請求記録の対象者の国民年金手帳記号番号(以下「記号番号」という。)は、訂正請求記録の対象者より2番前の任意加入被保険者の資格取得日が昭和43年11月であること及び訂正請求記録の対象者の国民年金手帳の交付日により、昭和43年11月頃に払い出されたと推認できることから、訂正請求記録の対象者の国民年金の加入手続は昭和43年11月頃に行われたものと考えられ、昭和38年頃に加入手続を行ったとする請求者の主張と符合しない上、昭和43年11月時点では請求期間のうち昭和41年9月以前の国民年金保険料は時効により納付することはできないほか、保険料を納付していたとする請求者は、保険料を遡って納付したことはない旨陳述している。

また、訂正請求記録の対象者に係る住民票の除票によると、訂正請求記録の対象者は、昭和38年2月から昭和49年1月まで同一住所に居住しており、上記記号番号とは別の記号番号が払い

出されていたとは考えにくい上、社会保険オンラインシステム及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる氏名検索においても、訂正請求記録の対象者に対して上記記号番号とは別の記号番号が払い出されていたことを確認することができない。

さらに、請求者は、昭和 38 年頃に国民年金の加入手続を行ったとする訂正請求記録の対象者よりも早い時期に自身の加入手続を行い、訂正請求記録の対象者が加入してからは夫婦二人分の保険料を納付していたとしているが、請求者の国民年金の加入手続は、国民年金手帳記号番号払出簿等により昭和 40 年 1 月頃に行われたと考えられる上、請求者の国民年金保険料の納付記録は、昭和 43 年 4 月から始まっていることが確認でき、請求者の主張と符合しない。

加えて、昭和 43 年度の国民年金保険料について、請求者の年金手帳の同年度の印紙検認記録欄には検認印が押されているが、訂正請求記録の対象者の同欄には検認印が押されていない。

そのほか、請求者が訂正請求記録の対象者に係る請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、請求期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、訂正請求記録の対象者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1600351号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第1600251号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和49年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成18年4月30日から同年5月1日まで

平成18年4月30日にA社を退職した。雇用保険の離職年月日も同日となっていることが確認できるので、厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を同年5月1日に訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

雇用保険の加入記録及びA社が発行した源泉徴収票に記載された退職年月日により、請求者が請求期間において、同社に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、請求者から提出された平成18年分給与所得の源泉徴収票及び普通預金元帳により、A社から給与が支給され、社会保険料が控除されていたことは確認できるものの、当該社会保険料額に請求期間に係る厚生年金保険料が含まれていることを確認することはできない。

また、請求者は、事業主及び従業員への照会を希望していないため、請求期間に係る厚生年金保険料の控除の有無について確認することができない。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。